

砥部町子育て短期支援事業実施要綱

令和7年8月7日
砥部町告示第165号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的に、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等において、児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童福祉施設をいう。）、里親（法第6条の4に規定する里親をいう。）その他保護を適切に行うことのできる施設（以下「養護施設等」という。）において一定期間、養育又は保護を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 支援事業の実施主体は、砥部町とし、前条の目的を達成するために次に掲げる施設に委託して行うものとする。

- (1) 児童養護施設
- (2) 里親支援センター（法第11条第4項に規定する愛媛県から委託を受けた施設をいう。以下「センター」という。）
- (3) その他、町長が養育及び保護を適切に行うことができると認める施設

(事業の種類及び内容)

第3条 事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 事業内容 保護者が、疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等において、養護施設等において養育又は保護を行うものとする。

イ 対象者 事業を利用できる者は、町内に住所を有する0歳から18歳未満の児童であって、次に掲げる事由に該当する家庭の児童、母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等、保護者の身体上又は精神上的理由による養育困難

(ウ) 保護者の出産、看護、事故及び失踪その他災害等、環境上の理由による養育困難

(エ) 保護者の冠婚葬祭への出席、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な理由による養育困難

(オ) 経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合
ウ 次のいずれかに該当する者は、事業を利用できないものとする。

(ア) 感染性疾患を有し、医療機関に収容されるべき者

(イ) 疾病等により、医療機関で医療を受ける必要のある者

(ウ) 他の公的サービス、親族等からの協力が受けられる者

(エ) その他、町長が集団生活に適さないと認める者

エ 利用の期間 養育又は保護の期間は、保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して町が必要と認める期間とする。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 事業内容 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 利用対象者 事業を利用できる者は、町内に住所を有する0歳から18歳未満の児童であり、かつ、仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に保護者が不在となる家庭の児童とする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、事業を利用できないものとする。

(ア) 感染性疾患を有し、医療機関に収容されるべき者

(イ) 疾病等により、医療機関で医療を受ける必要のある者

(ウ) 他の公的サービス、親族等からの協力が受けられる者

(エ) その他、町長が集団生活に適さないと認める者

(事業の実施方法及び留意事項)

第4条 事業の実施方法及び事業実施上の留意事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用の申請等の手続については、保護者が、町長に子育て短期支援事業申請書（様式第1号）を提出することを原則とするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図るものとする。

(2) 町長は、利用申請があった場合は、速やかに子育て短期支援事業決定通知書（様式第2号）により利用の決定を行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、事後の手続を認めるものとする。

(3) 児童の養護施設等への送迎は、保護者の責任において行うものとする。ただし、センターにおいて行う場合は、この限りでない。

(4) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施する養護施設等は、児童等の安全性の確保等の観点から、保育所、学校、居宅等への児童の送迎を行うよう努めるものとする。

(費用)

第5条 費用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 町は、別表に定めるこの事業を実施するために必要な経費又は事業の委託に要する

経費を第2条各号に規定する施設に支弁するものとする。

(2) 保護者は、入所後の養育又は保護若しくはその委託に要する経費の一部を負担するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年5月7日砥部町告示第128号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係） 子育て短期支援事業基準額表（1日の経費）

区分		ショートステイ事業	
		委託料基準額（円）	保護者負担額（円）
生活保護世帯	2歳未満児	10,700	0
	2歳以上児	5,540	0
	緊急一時保護の母	1,500	0
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	10,700	1,100
	2歳以上児	5,540	1,000
	緊急一時保護の母	1,500	300
上記以外世帯	2歳未満児	10,700	5,350
	2歳以上児	5,540	2,750
	緊急一時保護の母	1,500	750

区分		トワイライトステイ事業	
		委託料基準額（円）	保護者負担額（円）
生活保護世帯	夜間養護	1,360	0
	休日預かり	2,510	0
市町村民税非課税世帯	夜間養護	1,360	300
	休日預かり	2,510	350
上記以外世帯	夜間養護	1,360	750
	休日預かり	2,510	1,350

内容	委託料基準額
センターが実施する居宅から里親宅間の送迎又は養護施設等が実施する施設から児童の在籍校（園）間の送迎	実施1日当たり 2,000円

備考

- 1 「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）をいう。
- 2 母子家庭又は父子家庭であって市町村民税非課税世帯である場合は、生活保護等世帯の区分に準ずるものとする。
- 3 センターが実施する居宅から里親宅間の送迎又は養護施設等が実施する施設から

児童の在籍校（園）間の送迎に当たっては、兄弟等2人以上を同時に送迎する場合は1日分とする。

4 年齢区分は、利用日時点の満年齢とする。

砥部町長 様

住所
氏名
電話

子育て短期支援事業利用申請書

次のとおり申請します。

1	入所児童氏名	(年 月 日 歳 男・女)
	入所児童氏名	(年 月 日 歳 男・女)
	入所児童氏名	(年 月 日 歳 男・女)
2	申請理由	
3	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
4	利用希望施設等	
5	緊急連絡先	

(添付資料)

- 1 世帯階層区分を証する書類（生活保護証明書及び市町村民税非課税証明書）
- 2 被保険者証の写し（ただし、生活保護世帯を除く）
- 3 健康診断書の写し

第 号
年 月 日

様

砥部町長

印

子育て短期支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請がありました子育て短期支援事業の利用については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

事業の種類（ ショートステイ事業 ・ トワイライトステイ事業 ）

入所児童氏名	(年 月 日 歳 男・女)		
入所児童氏名	(年 月 日 歳 男・女)		
入所児童氏名	(年 月 日 歳 男・女)		
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで
	年 月 日から		年 月 日まで
利用施設等	施設等種別		
	施設等名		
	所在地		
保護者負担額 (※)	1日あたり	利用日数	合計
	円	人× 日 = 日	円

(※) 保護者負担額は、日数分を納入通知書で砥部町指定の金融機関に納入してください。